

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年11月30日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第42号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員の給与に関する条例（昭和36年瀬戸市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第4条 <省略> 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡したものにあっては、退職し、又は死亡した日現在）における給料月額を基礎として一般職の職員の例により算出した額とする。ただし、瀬戸市職員の給与に関する条例（昭和36年瀬戸市条例第4号）第20条第2項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の165</u> 」とし、第20条第5項に規定する期末手当基礎額は、同項により算出された額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。	(期末手当) 第4条 <省略> 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡したものにあっては、退職し、又は死亡した日現在）における給料月額を基礎として一般職の職員の例により算出した額とする。ただし、瀬戸市職員の給与に関する条例（昭和36年瀬戸市条例第4号）第20条第2項中「 <u>100分の130</u> 」とあるのは「 <u>100分の170</u> 」とし、第20条第5項に規定する期末手当基礎額は、同項により算出された額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。

第2条 特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 <省略></p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡したものにあっては、退職し、又は死亡した日現在）における給料月額を基礎として一般職の職員の例により算出した額とする。ただし、瀬戸市職員の給与に関する条例（昭和36年瀬戸市条例第4号）第20条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とし、第20条第5項に規定する期末手当基礎額は、同項により算出された額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 <省略></p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡したものにあっては、退職し、又は死亡した日現在）における給料月額を基礎として一般職の職員の例により算出した額とする。ただし、瀬戸市職員の給与に関する条例（昭和36年瀬戸市条例第4号）第20条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とし、第20条第5項に規定する期末手当基礎額は、同項により算出された額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。